見　積　競　争　の　公　告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

１．見積競争に付する事項

（１）件　　名　　紹介予定派遣業務（医学医療エリア支援室学群教務担当事務）

（２）業　務　内　容　　仕様書のとおり

（３）契　約　期　間　　令和６年４月１日～令和６年９月３０日

（３）業　務　場　所　　仕様書のとおり

２．仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

３．比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

派遣労働者の待遇を派遣先均等・均衡方式により決定する場合で、本学からの情報提供が必要な場合は、下記に問い合わせること。

問合先　　〒３０５－８５７６
茨城県つくば市天久保２丁目１番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
（担当）池田　早弥香　電話番号　029-853-3539

４．　見積書及び競争参加資格の確認のための書類の提出場所等

（１）提　出　場　所　　上記３．の問合先と同じ。

（２）連　　絡　　先　　上記３．の問合先と同じ。

（３）提　出　期　限　　令和６年３月２９日　１２時００分
見積競争結果については、電話等により行う。

５．見積の方法

（１）国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。

（２）見積書には、１時間当たりの単価を記載すること。なお、契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額で見積るものとする。

６．見積競争に参加する者に必要な資格

（１）国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という）第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約

締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）規程４７条の規定に該当しない者であること。

（３）国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれか令和６年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去１年以内に本学との取引実績を有する者であること。

（４）契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業等の許可を受けたものであること。

７．契約書の作成等

契約締結に当たっては、契約書を作成する。（契約保証金は免除）

８．契約の方式

（１）最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。

（２）契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以　上

令和６年３月２２日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長　原　　晃

見積書提出の注意事項

１　見積書及び競争参加資格の確認のための書類の提出期限等

この見積競争に参加を希望する者は、見積書及び下記７に示す競争参加資格の確認のための書類を下記の期日までに提出すること。

提出期限　　令和６年３月２９日　１２時００分

提出場所　　〒３０５－８５７６

茨城県つくば市天久保２丁目１番地１

国立大学法人筑波大学病院総務部管理課　池田　早弥香

電話番号：０２９―８５３－３５３９

２　見積書作成の注意

（１）　見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。

（２）　住所氏名を記入し押印すること。

（３）　日付を必ず記入すること。

３　上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。

４　見積書には、１時間当たりの単価を記載すること。なお、契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

５　いったん提出された見積書は引換え、変更、取消をすることができない。

６　比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

派遣労働者の待遇を派遣先均等・均衡方式により決定する場合で、本学からの情報提供が必要な場合は、下記に問い合わせること。

問合先　　上記１の提出場所と同じ。

７　競争参加資格の確認のための書類

・令和６年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
又は過去１年以内の本学との取引を証明する書類･････････････････････････１部

・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する
法律に定める労働者派遣事業の許可派遣事業の許可書の写し･････････････１部

8　この契約に必要な細則は、以下によるものとする。

・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/

・役務提供契約基準

https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun

仕　様　書

１．件　　名　紹介予定派遣業務（医学医療エリア支援室学群教務担当事務）
（紹介予定派遣に係る求人内容は、別紙求人票のとおり）

２．派遣労働者が従事する業務の内容
（１）学群教務支援補助業務
（２）入試、説明会等に係る補助業務
（３）学生の窓口対応（主に学群学生）業務
（４）その他医学教育支援に関する業務等

３．派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
本学職員の一般事務職員業務を行う。

４．派遣労働者が従事する事業所の名称等
［名称］国立大学法人筑波大学（大学本部等事業場）
［所在地］茨城県つくば市天王台一丁目１番１
［就業部署］医学医療エリア支援室
［電話番号］０２９－８５３－３４１２
［組織単位名称］医学医療エリア支援室教務・学生担当
［就業場所］医学医療エリア支援室学群教務
［組織の長の職名］医学医療エリア支援室長

５．派遣先責任者及び指揮命令者、苦情担当者
［派遣先責任者］
筑波大学医学医療エリア支援室長　山口　剛
TEL　０２９－８５３－３００９
［指揮命令者］
筑波大学医学医療エリア支援室学群教務係長　大場　彩
TEL　０２９－８５３－３４２０
［苦情担当者］
筑波大学医学医療エリア支援室主幹（教務・学生支援）橋野吉昭
TEL　０２９－８５３－３０１２

６．派遣労働者の人数
１名

７．労働者派遣の期間
令和６年４月１日から令和６年９月３０日まで

８．派遣者の就業する日
週５日（月曜日から金曜日まで）。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）及び本学が指定する日を除く。

９．派遣就業の時間及び休憩時間

就業時間　　９時００分から１７時００分まで

休憩時間　１２時１５分から１３時１５分まで

ただし、指揮命令者が必要とする場合は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３６条に規定する時間外労働・休日労働に関する協定（通称３６協定）の範囲内で労働時間の延長を行うものとする。

10．休日、時間外及び深夜勤務

第９項中、労働時間の延長を行った場合は、労働基準法第３７条第１項及び労働基準法第３７条第１項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成６年政令第５号）に基づき、労働時間の延長（ただし、第８項中の正規の労働時間と時間外労働時間の合計が８時間を超えた場合または、週の労働時間の合計が 40 時間を超えた場合）については契約金額の２割５分、法定休日業務については３割５分及び深夜業務（午後１０時から翌日の午前５時まで）については５割、１か月の６０時間を超える時間外労働の場合、超過分について５割を契約金額に加算するものとする。

11．派遣労働者の条件

下記の条件を全て満たすものとする。

（１）パソコンによる文書及び表作成（Word、Excel）ができること及び OA 機器の基本操作ができること。

（２）業務を遂行する際、主体的に関係者（教員、事務職員等）と連絡・調整を行うなど、自主的に判断して業務に取り組めること。

（３）協調性に優れていること。

（４）大学において医学、看護学及び医療科学における教育支援の経験を有すること。

12．派遣労働者の交替及び契約解除

（１）派遣労働者の業務遂行能力または業務態度について本学が不適当と認めたときは、派遣元と協議のうえ、交替させることができるものとする。

（２）本学は、派遣元が上記に基づく派遣労働者の交替要員を速やかに派遣できない場合は、契約を解除できるものとする。

（３）派遣元は、派遣元のやむを得ない事情により派遣労働者を交替する場合は速やかに交替するものとし、派遣できない場合は、本学は契約を解除できるものとする。

13．個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）並びに国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和４年法人規則第１７号）に基づき遵守する事項

（１）派遣元及び派遣労働者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。なお、このことは契約解除後及び契約期間終了後も同様とする。

（２）派遣元は、派遣業務を第三者に再委託（再委託先が派遣元の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

（３）派遣元及び派遣労働者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、

業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、派遣先に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

（４）業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、派遣元及び派遣労働者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに派遣先に報告するものとする。

（５）本学は、派遣元が前項に規定する義務に違反した場合は、契約を解除することができるものとし、派遣元に重大な過失があったと認められる場合には、派遣元は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

（６）派遣労働者が業務履行の目的で利用（使用）する個人情報の個人情報保護管理者は、派遣労働者に上記（１）から（４）の各事項を厳守させるよう指導及び監督するものとし、派遣労働者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）（以下労働者派遣法という）その他関係法令及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和４年法人規則第１７号）を遵守するものとする。

（７）本学は、上記（６）の趣旨を徹底するため、派遣元に対して派遣労働者の守秘義務を定めた誓約書の提出を求める事ができるものとする。

（８）研究機関における公的研究費の管理、監査のガイドライン（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に基づき、派遣元は、派遣労働者に対し、適正な労働管理を行ない、本学の指揮命令等に従って職場の秩序・規律・秘密を守り、適正に派遣業務を遂行するよう教育及び必要な指導を実施するものとする。また、派遣元は、派遣労働者に対し、教育研究費の不正使用に関与しないよう、教育及び必要な指導を実施するものとする。

14. 苦情の処理

派遣労働者からの苦情の申し出があった場合は、本学責任者（派遣先責任者）と派遣元責任者が協議し、誠実に対応するものとする。

15. 支払

派遣代金は１月毎に支払うこととし、適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。

なお、派遣代金額の計算は、毎月末をもって締め切り、勤務時間数に派遣代金単価を乗じて算出する。

16. 比較対象労働者の待遇内容等

・教育訓練：業務研修（ICT、語学研修）制度あり
・給食施設：学内食堂の利用可
・休憩室：利用可（付近の建物等まで移動する必要あり）
・更衣室：利用可

17. 紹介手数料

（１）本件紹介予定派遣契約に基づき、本学と派遣労働者の間において雇用契約が成立した場合には、本学は派遣元事業者と協議し、紹介手数料を支払うものとする。但

し、派遣労働者が本学に採用された日から起算して６か月未満に退職した場合は次の計算式により紹介手数料を返還するものとする。

紹介手数料　×　｛（６　－　就業月数）／６　｝

（２）本学は、適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。

（３）上記（１）の但し書きにより紹介手数料を返還する場合は、本学の請求書に基づき支払うものとする。

18. その他

（１）その他詳細については、本学担当職員の指示によるものとする。

（２）この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

（３）労働者派遣法を遵守するものとする。

別　紙

求　　人　　票

【事業所名】　国立大学法人筑波大学（大学本部等事業場）

【所 在 地】　茨城県つくば市天王台一丁目１番１

【募集人数】　１名

【勤務場所】　医学医療エリア支援室（学群教務担当）

【業務内容】

（１）学群教務支援補助業務

（２）入試、説明会等に係る補助業務

（３）学生の窓口対応（主に学群学生）業務

（４）その他医学教育支援に関する業務等

【応募資格】

（１）パソコンによる文書及び表作成（Word、Excel）ができること及び OA 機器の基本操作ができること。

（２）業務を遂行する際、主体的に関係者（教員、事務職員等）と連絡・調整を行うなど、自主的に判断して業務に取り組めること。

（３）協調性に優れていること。

（４）大学において医学、看護学及び医療科学における教育支援の経験を有すること。

【雇用期間】　令和６年４月１日～令和６年９月３０日

※勤務成績・予算等を考慮し、更新する場合あり

【勤務体系】　週５日、１日７時間分（９時００分～１７時００分）※時間外勤務あり

【休　　日】　土曜日、日曜日、祝日、年末年始、その他大学が定める日

【給　　与】　本学の規定の基づく年俸制、年俸の１/１２を月額として支給する年俸制

万円（月額　万円）

一定条件を満たせば通勤手当支給

【待　　遇】　文部科学省共済組合・雇用保険・労災保険加入、賞与・退職金なし

【特記事項】　派遣期間終了後、勤務成績が良好な者を採用する。

派遣労働者勤務予定時間

勤務年月	勤務日数 （日）	勤務時間 （ｈ）	時間外勤務時間 （ｈ）
４月	２１	１４７．０	1
５月	２１	１４７．０	1
６月	２０	１４０．０	1
７月	２２	１５４．０	1
８月	２１	１４７．０	1
９月	１９	１３３．０	1
計	１２４	８６８．０	6

労 働 者 派 遣 契 約 書　（案）

派 遣 業 務 名　　労働者派遣業務（医学医療エリア支援室学群教務事務補助）

派遣業務内容　　仕様書のとおり

派遣代金単価及び派遣人数
　　１時間当たり　金　　円也
　　（うち消費税額及び地方消費税額　金　　円也）
　　実働８時間を超える１時間当たり　金　　円也
　　（うち消費税額及び地方消費税額　金　　円也）　を１名

派遣先　国立大学法人筑波大学　分任契約担当役　附属病院長　原　晃（以下「甲」という。）と　派遣元　　（以下「乙」という。）との間において、上記の派遣業務（以下「業務」という。）について、上記の派遣代金単価で次の条項により労働者派遣契約を結ぶものとする。

第１条　乙は、別紙仕様書に基づき労働者を派遣し、誠実に業務を遂行するものとする。
第２条　労働者派遣の期間は、令和６年４月１日から令和６年９月３０日までとする。
第３条　派遣労働者の就業部署は、国立大学法人筑波大学医学医療エリア支援室学群教務とする。
　２　派遣労働者の時間外労働については、１日５時間、１か月４５時間、１年３６０時間の範囲とする。
　３　派遣労働者の法定休日労働については、１か月のうち、２日以内とする。
第４条　派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定する。
　※（派遣先均等・均衡方式の場合は、「限定しない。」）
第５条　派遣代金は、１月毎に支払うこととし、適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。
　２　派遣代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
第６条　業務代金額の計算は、毎月末をもって締め切り、勤務時間数に上記代金額を乗じて算出する。
第７条　契約保証金は、免除する。
第８条　甲の派遣先責任者、指揮命令者及び苦情担当者は、次のとおりとする。
　派遣先責任者　　筑波大学医学医療エリア支援室長　山口　剛
　　ＴＥＬ．０２９－８５３－３００９
　指揮命令者　　筑波大学医学医療エリア支援室　学群教務係長　大場　彩
　　ＴＥＬ．　０２９－８５３－３４２０
　苦情担当者　　筑波大学医学医療エリア支援室　主幹（教務・学生担当）　橋野　吉昭
　　ＴＥＬ．　０２９－８５３－３０１２
第９条　乙の派遣元責任者及び苦情担当者は、次のとおりとする。
　派遣元責任者
　　ＴＥＬ．
　苦情担当者
　　ＴＥＬ．
第 10 条 甲は、派遣労働者の業務遂行能力または業務態度について不適当と認めた時は、乙と協議のうえ、派遣労働者の交替をさせることができるものとする。
　２　甲は、乙が前項に基づく派遣労働者の交代要員を速やかに派遣できない場合は、契約を解除できるものとする。
第11条　乙は、乙のやむを得ない事情により、派遣労働者を交替する場合は速やかに交替するものとし、派遣できない場合は、甲は契約を解除できるものとする。
第12条　乙は、派遣労働者の派遣就業期間終了の３０日前までに甲及び派遣労働者に対して、別

紙仕様書に基づき求人・求職の意思及び求人・求職条件の確認をするものとする。

２　前項による確認において、甲又は派遣労働者のいずれかより職業紹介を受けることを希望しない旨の意思表示がなされたとき、乙は、速やかにその相手方に報告するものとする。

３　前項の場合において、甲は、乙の求めに応じ、その理由を書面の交付等により乙に明示するものとする。

第13条　甲が派遣労働者の採用を決定したとき、甲は派遣労働者に対し、労働基準法第１５条に定める労働条件を明示し、所定事項を文書で通知するとともに、乙に対してもその旨文書で連絡するものとする。

２　甲は、本件紹介予定派遣により雇い入れた労働者については試用期間を設けないものとする。

第14条　甲は、本件紹介予定派遣契約に基づき、甲と派遣労働者の間において雇用契約が成立した場合は、乙に紹介手数料として、金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　金　　円也）を支払うものとする。

但し、派遣労働者が派遣労働者の事情により、甲に採用された日から起算して６か月未満に退職した場合は、乙は次の計算式により算出した額を甲の請求に基づき返還するものとする。

紹介手数料　×　｛（６　－　就業月数）／６　｝

２　甲は前項の紹介手数料を適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。

第15条　甲及び乙は、本契約に係る派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は６０歳以上の者に限定しない。

第16条　甲及び乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）（以下「労働者派遣法」という。）第４４条から第４７条の４までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

第17条　甲の担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに甲の責任者へ連絡することとし、甲の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果については必ず派遣労働者に通知することとする。

２　乙の担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに乙の責任者へ連絡することとし、乙の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果については必ず派遣労働者に通知することとする。

３　甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

第18条　乙は、派遣労働者に対し適正な労働管理を行い、業務の遂行に支障を生じ、若しくは甲の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないよう、適切な措置を講じなければならないものとする。

第19条　派遣労働者が担当した業務に関して、その責めに帰すべき事由により、故意又は重大な過失により、甲又は第三者に対し損害を被らせた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

第20条　乙は、派遣業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　乙は、派遣労働者に対し前項の義務を遵守させなければならない。

３　前２項の定めは、契約期間終了後も同様とする。

第21条　甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和４年法人規則第１７号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。

（１）乙及び派遣労働者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約解除後及び契約期間終了後も同様とする。

（２）乙は、派遣業務を第三者に再委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはなら

ない。

（３）乙及び派遣労働者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、甲に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

（４）業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、乙及び派遣労働者の管理責任の下で個人情報が流　出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに甲に報告するものとする。

２　甲は、乙が前項に規定する義務に違反した場合は、契約を解除することができるものとし、乙に重大な過失があったと認められる場合には、乙は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第22条　派遣労働者が業務履行の目的で利用（使用）する個人情報の個人情報保護管理者は、派遣労働者に前条の各事項を厳守させるよう指導及び監督するものとし、派遣労働者は、労働者派遣法その他関係法令及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和４年法人規則第１７号）を遵守するものとする。

２　甲は、前項の趣旨を徹底するため、乙に対して派遣労働者の守秘義務を定めた誓約書の提出を求める事ができるものとする。

第23条　研究機関における公的研究費の管理、監査のガイドライン（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に基づき、乙は、派遣労働者に対し、適正な労働管理を行ない、甲の指揮命令等に従って職場の秩序・規律・秘密を守り、適正に派遣業務を遂行するよう教育及び必要な指導を実施するものとする。また、乙は、派遣労働者に対し、教育研究費の不正使用に関与しないよう、教育及び必要な指導を実施するものとする。

第24条　この契約条項に定めるもののほか、この契約についての必要な事項については、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準並びに労働者派遣法、その他関係法令の定めによるものとする。

第25条　この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議の上、これを解決するものとする。

第26条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

第27条　この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人筑波大学所在地を管轄区域とする水戸地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各自その１通を所持するものとする。

令和６年　月　日

甲（派遣先）　　茨城県つくば市天久保２丁目１番地１
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長　原　　晃

乙（派遣元）